

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月28日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第12号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和46年香川県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(端数計算) 第5条 略</p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、次に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p><u>(1) 条例附則第2項の規定により読み替えられた条例第4条第1項に規定する当該職員の給料月額に、当該へき地学校の級別に応じ、同項に掲げる級別ごとの支給割合を乗じて得た額及び同項に規定する給料月額減額基礎額に、当該へき地学校の級別に応じ、同項に掲げる級別ごとの支給割合を乗じて得た額</u></p> <p><u>(2) 条例附則第2項の規定により読み替えられた条例第4条第2項に規定する当該職員の給料月額に100分の2を乗じて得た額及び同項に規定する給料月額減額基礎額に100分の2を乗じて得た額</u></p> <p><u>(3) 条例附則第2項の規定により読み替えられた条例第5条第1項に規定する当該職員の給料月額に100分の4（特例職員にあっては、異動等の日から起算して5年に達するまでの間は100分の4、同日から起算して5年に達した後は100分の2）を乗じて得た額及び同項に規定する給料月額減額基礎額に100分の4（特例職員にあっては、異動等の日から起算して5年に達するまでの間は100分の4、同日から起算して5年に達した後は100分の2）を乗じて得た額</u></p> <p><u>(4) 次条第2項及び第3項に規定するへき地手当の月額</u></p> <p><u>（職員の修学部分休業に関する条例附則第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第1項に規定する人事委員会に協議して教育委員会規則で定める手当等）</u></p> <p>第6条 職員の修学部分休業に関する条例（平成19年香川県条例第70号）附則第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第1項に規定する人事</p>	<p>(端数計算) 第5条 略</p>

委員会に協議して教育委員会規則で定める手当は、へき地手当（へき地手当に準ずる手当を含む。以下この条において同じ。）とする。

2 職員の修学部分休業に関する条例附則第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第1項に規定する当該職員の給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に加算することとなる人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額は、給料月額に対するへき地手当の月額とする。

3 職員の修学部分休業に関する条例附則第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第1項に規定する当該職員の給料月額から当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に加算することとなる人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額は、給料月額から当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額に対するへき地手当の月額とする。

(雑則)

第7条 略

(雑則)

第6条 略

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。